

# 介護保険料(65歳以上の方)の本算定月です！

～保険税・保険料額を7月下旬に通知します～

## ■ 介護保険料(65歳以上の方)

☎ 高齢福祉課 ☎ (55)7116

### ◎介護保険料(年額)は7月に通知します

介護保険料は本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。  
 確定した保険料額と、仮徴収の賦課分を差し引いた金額について、納入通知書を7月下旬にお送りします。

|                           |                                  |                             |
|---------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| (年額)                      | (仮徴収)                            | (以降の納期に振り分け)                |
| 確定した平成31年度<br>(令和元年度)保険料額 | 特別徴収<br>4・6・8月<br>普通徴収<br>第1・第2期 | 10・12・2月の3回<br>第3・4・5・6期の4回 |

### ◎保険料の納め方

- 特別徴収(年金からの天引き)…65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受けている方  
 2か月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます。
- 普通徴収(納付書、口座振替による納付)…特別徴収にならない方  
 年度の途中で65歳になられた方や転入の方、または年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方などは、同封されている納付書により市役所または市が定める金融機関で納めてください。保険料の納付は、口座振替が便利です。(別途、介護保険料口座振替の届出が必要です。)
- 年度中に65歳となられた方や転入の方で、年金を年額18万円以上受けている方  
 当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます(年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は引き続き普通徴収となります)。

### ◎介護保険料(平成30～令和2年度)基準額は月額5,100円です。

介護保険料は3年ごとに、その期間に必要な介護保険の給付費(サービスに係る費用)を見込み、そのうち65歳以上の方が負担する費用を算出して決めます。

一人ひとりの介護保険料は、本人と世帯の市民税課税と本人の前年中の合計所得金額などを基に段階別に計算します。

| 区分    | 対象者  | 算定方法<br>(保険料率)  | 介護保険料<br>(年額)  |
|-------|--|-----------------|----------------|
| 第1段階  | 生活保護の受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない)+課税年金収入が80万円以下の方 | 基準額×0.45<br>(注) | 27,600円<br>(注) |
| 第2段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない)+課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の方                      | 基準額×0.6<br>(注)  | 36,700円<br>(注) |
| 第3段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない)+課税年金収入が120万円を超える方                             | 基準額×0.65<br>(注) | 39,700円<br>(注) |
| 第4段階  | 本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない)+課税年金収入が80万円以下の方                   | 基準額×0.85        | 52,000円        |
| 第5段階  | 本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない)+課税年金収入が80万円を超える方                  | 基準額×1.0         | 61,200円        |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方  | 基準額×1.2         | 73,400円        |
| 第7段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方   | 基準額×1.3         | 79,500円        |
| 第8段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方   | 基準額×1.5         | 91,800円        |
| 第9段階  | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方   | 基準額×1.7         | 104,000円       |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方   | 基準額×1.8         | 110,100円       |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上の方  | 基準額×1.85        | 113,200円       |

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と、公的年金等に係る雑所得(第1～5段階のみ)がある場合は、これを合計所得金額から控除した額を用います。

(注)第1段階から第3段階の方は、公費負担による第1号保険料軽減強化により今年度から減額となる予定です。